

中国税務速報

2016年9月20日

1. 『中華人民共和国外資企業法』等の4つの法律改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

2016年9月3日、第十二期全国人民代表大会常務委員会第22回会議は以下の事項を決定しました。「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和國合資經營企業法」、「中華人民共和國合作經營企業法」及び「中華人民共和國台湾同胞投資保護法」に関する行政審査認可条項に対して修正を行い、国家规定による参入許可特別管理措置の実施に関わらない外資企業と台湾同胞投資企業の設立と変更は、審査認可から備案管理に変更されました。

本決定は2016年10月1日から実施されます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996747.htm

2. 営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る若干徴収管理問題に関する公告

国家税務総局は2016年8月18日に、「営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る若干徴収管理問題に関する公告」（国家税務総局公告2016年第53号）を公布しました。

本公告では以下の事項を明確にしました。

- 1) 国外企業及び個人による国内向け販売などの完全に国外で発生したサービス及び、完全に国外で使用する無形資産は、課税対象外とし、国内においてサービスまたは無形資産を販売することに属しない状況。
- 2) その他個人が前受金の形で不動産を賃貸し、一括で数ヶ月分の賃貸料を徴収する場合は、その賃貸料に相応する賃貸期間内に均分し、3万元以下の場合、小規模企業免税政策を適用すること。
- 3) 単一用途のプリペイドカードと多用途のプリペイドカードの各業務段階の發票使用などの取り扱い。
- 4) 企業が保有する「限售股」(注)を譲渡する際の購入価格の決定。
- 5) 銀行がローンサービスを提供し、期日通りに利息を徴収する場合、利息決算日当日に徴収した全ての利息収入を、全部利息決算日所属期の売上高に計上し、現行の規定により増値税を計算・納付しなければならないこと。
- 6) 納税者が貨物やサービスを販売する場合、増値税の課税のうち、規定によって季節ごとに納税できる課税があれば、兼業のその他の増値税課税、消費税課税を合算して、季節ごとに納税することもできること。
- 7) 異なる区域で建築サービスを提供することに関する税金予備納付に必要な資料リストを調整したこと。（納税者は予備納税の手続きを行うとき、契約書原本を提出する必要がなくなり、社印が押印された契約書コピーを提出するだけで済みます。）
- 8) 『商品とサービスの税收分類とコード』を細分化・完備したこと。

本公告は2016年9月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2254755/content.html>

注：「限售股」とは、中国における以前の上場会社(特に国営企業)の、一定の法人株を指します。当該法人株は流通株と同じ権利がありますが、原価が非常に低いです。株価変動のリスクは全て流通株の株主に負担されますが、公開市場で自由に売買することができないという不便さがあります。その後、株式分類に対する改革を通じ、企業の全ての株は自由に売買できるようになりました。

3. 有料道路通行料の増値税仕入控除の関連問題に関する通達

財政部と国家税務総局は2016年8月3日に、「有料道路通行料の増値税仕入控除の関連問題に関する通達」(財税〔2016〕86号)を公布しました。

本通達は、増値税一般納税者が支払った道路、橋、水門通行料の控除可能の仕入税額の計算方法を定めました。獲得した通行料発票に明記された金額を税込み金額とし、高速道路通行料に3%の徴収率を適用し、一級道路、二級道路、橋、水門通行料に5%の徴収率を適用します。

本通達は2016年8月1日から実施され、実施の停止は別途通知されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2250515/content.html>

4. 納税者が異なる区域で増値税を予備納付することに関する都市維持建設税と教育費附加政策問題に関する通達

財政部、国家税務総局は2016年7月12日に「納税者が異なる区域で増値税を予備納付することに関する都市維持建設税と教育費附加政策問題に関する通達」(財税〔2016〕74号)を公布しました。

納税者は異なる区域で建築サービスを提供、または不動産を販売、賃貸しし、建築サービス発生地、不動産の所在地に増値税を予備納付する場合、予備納付した増値税額に基づき、予備納税所在地の都市維持建設税の適用税率と教育費附加の徴収率によって、納付すべきの都市維持建設税と教育費附加を計算します。

本通達は2016年5月1日から実施されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160905_2411994.html

5. ファイナンスリース貨物の輸出税還付政策の関連問題に関する通達

財政部、税関総署、国家税務総局は2016年8月2日に「ファイナンスリース貨物の輸出税還付政策の関連問題に関する通達」(財税〔2016〕87号)を公布しました。

本通達はファイナンスリース貨物の輸出税還付政策を適用する対象を明確にしました。「ファイナンスリース企業、金融リース会社及び当会社が設立した項目子会社」は、ファイナンスリース企業、金融リース会社、及び前述の企業や会社が設立した項目子会社を含みます。ファイナンスリース企業は、商務部が批准し設立した外商投資ファイナンスリース会社、商務部と国家税務総局が共に批准した融資業務パイロットプログラムを展開する内資ファイナンスリース企業、商務部が授権した省レベルの商務主管部門と国家ハイテク開発区が批准したファイナンスリース会社です。金融リース会社は中国銀行業監督管理委員会が批准し設立した金融リース会社です。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2248548/content.html>

6. 加工貿易業務に対する審査認可の取り消し等に関する公告

1) 商務部、税関総署公告2016年第45号

商務部と税関総署は2016年8月25日に2016年第45号公告を公布し、全国範囲内において加工貿易業務に対する審査認可を取り消し、事中事後の監督管理メカニズムを建築することを決めました。具体的な規定は以下の通りです。

商務主管部門が加工貿易契約及び加工貿易保税輸入部材或は製品を国内販売に変更することに対する審査認可を取り消しました。

加工貿易業務を展開する企業は、商務主管部門及び税関特殊監査区域管理委員会が発行した有効期限内の「加工貿易企業経営状況と生産能力証明」により、税関で加工貿易手帳の設立（変更）手続きを行う場合、税関は関連の許可証を照合しません。

税関特殊監査管理区域外の加工貿易保税輸入部材と製品を国内販売に変更する場合、税関は法律により税金と延滞利息を徴収します。

加工貿易企業の経営状況と生産能力の検証メカニズムを厳格化します。

本公告は 2016 年 9 月 1 日から実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201608/20160801384061.shtml>

2) 総署公告〔2016〕46号公告

上述の 45 号公告により、税関総署は 2016 年 8 月 26 日に「商務主管部門が加工貿易に対する審査認可取消後の手帳の記入方式を明確することに関する公告」（総署公告〔2016〕46号）を公布しました。

税関総署は 2016 年 9 月 1 日に全国範囲において商務主管部門の加工貿易業務に対する審査認可を取り消しました。税関情報化システムの調整には時間がかかるため、移行期間内の手帳は以下の方式で記入します。

移行期間内には、企業（税関特殊監督管理区域内の企業を含む）が加工貿易手帳備案（変更）、国内販売、繰越などの手続きを行うとき、ネットの登録ページにおいて商務主管部門の「批准証コード」の項目に統一して「1111」を記入します。

本公告は 2016 年 9 月 1 日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info816624.htm>